

産業廃棄物処理施設の概要

施設の設置場所	設置年月日	施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方式	構造及び設備の概要
広島県東広島市志和町冠1045-1	平成5年11月30日	焼却施設	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿及び動物の死体 (産業廃棄物の種類詳細は、設置許可証参照)	汚泥54m ³ /日、廃油37m ³ /日、 廃酸48m ³ /日、廃アルカリ48m ³ /日、 廃プラスチック類43t/日、紙くず55t/日、 木くず87t/日、繊維くず42t/日、 動植物性残さ53t/日、動物のふん尿 59t/日、動物の死体59t/日	焼却炉 ロータリーキルン+ 階段式ストーカ炉	受入供給設備 受入ピット、供給クレーン、廃液受入 槽、廃液タンク 焼却設備 供給ホッパ、供給ブッシャ、ロータリーキルン、 ストーカ炉、助燃バーナ、ドラム缶炉 排ガス処理設備 電気集じん機、バグフィルター、減温塔、 吸収塔 ガス冷却設備 ガス冷却室 通風設備 押込送風機、誘引送風機、排気筒 灰出設備 灰出コンベヤ、集じんダストコンベヤ、調湿装置、 灰ピット、ダストピット その他 洗煙排水処理設備、給排水設備、電気計装設備

産業廃棄物保管施設の概要

保管施設の所在地	保管を行う産業廃棄物の種類		能力		構造			保管上限
			面積(m ²)	容量(m ³)	床	側壁	屋根	積上げ高さ
広島県東広島市志和町冠1045-1 ①	普通	汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃 プラスチック類	容器保管 309.75	714.38	鉄筋コンクリート	コンクリート ブロック積み	/	/
	特管	汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ	容器保管 210.56	485.62				
広島県東広島市志和町冠1045-1 ②	普通	廃油	容器保管 25.48	2.81	鉄筋コンクリート	ALC版アクリル リシン吹付け	大波スレート葺	/
	特管	汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ	容器保管 19.80	2.19				
広島県東広島市志和町冠1045-1 ③	普通	廃酸・廃アルカリ	鋼製タンク 168.35	400.00	鋼製	鋼製	鋼製	/
	特管	なし						
広島県東広島市志和町冠1045-1 ④	普通	廃油	鋼製タンク 82.05	30.00	鋼製	鋼製	鋼製	/
	特管	廃油						
広島県東広島市志和町冠1045-1 ⑤	普通	汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃 プラスチック類・紙くず・木くず・繊 維くず・動植物性残さ・動物のふ ん尿・動物の死体	貯留ピット 101.71	100.00×3槽 計 300.00	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	石綿板葺	/
	特管	汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ						
広島県東広島市志和町冠1045-1 ⑥	普通	汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃 プラスチック類・木くず	容器保管 409.37	140.00	鉄筋コンクリート	小波スレート葺	大波スレート葺	/
	特管	なし						
広島県東広島市志和町冠1045-1 ⑦	普通	汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ	鋼製タンク 貯留ピット 84.70	22.4×13.60 28.00×2 25.10×3 計 167.30	鉄筋コンクリート (3槽鋼製)	鉄筋コンクリート (3槽鋼製)	大波スレート葺	/
	特管	なし						

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成23年10月26日

住所 広島県広島市南区出島二丁目13番35号

氏名 株式会社 ヒロエー
代表取締役 石田 文優

NO COPY
再複写無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

広島県西部東厚生環境事務所長 松野 禎水



許可の年月日	平成4年 9月 24日	許可番号	第A05001号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類 焼却施設 処理する産業廃棄物の種類 別記のとおり（裏面）		
設置場所	広島県東広島市志和町冠1045番地の1		
処理能力	汚泥 54 m ³ /日、廃油 37 m ³ /日、廃酸 48 m ³ /日、廃アルカリ 48 m ³ /日、 廃プラスチック類 43 t/日、紙くず 55 t/日、木くず 87 t/日、 繊維くず 42 t/日、動植物性残さ 53 t/日、動物のふん尿 59 - 1 - t/日、動物の死体 59 t/日		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

別記 処理する産業廃棄物の種類

汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン及び1・3-ジクロロプロパンを含むことにより有害なもの以外の特別管理産業廃棄物を除く。）、廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン及び1・3-ジクロロプロパンを含むことにより有害なもの以外の特別管理産業廃棄物を除く。）、廃酸（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン及び1・3-ジクロロプロパンを含むことにより有害なもの以外の特別管理産業廃棄物を除く。）、廃アルカリ（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン及び1・3-ジクロロプロパンを含むことにより有害なもの以外の特別管理産業廃棄物を除く。）、廃プラスチック類（廃容器包装を含み、廃プリント配線板、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）、木くず（石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）、動植物性残さ（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）、動物系固形不要物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）、動物のふん尿（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）及び動物の死体（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）、以下余白

NO COPY
再複写無効